

(3) 禁止物件

屋外広告物を出すことにより良好な景観の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件には、許可地域内であっても屋外広告物を出すことを禁止しています。

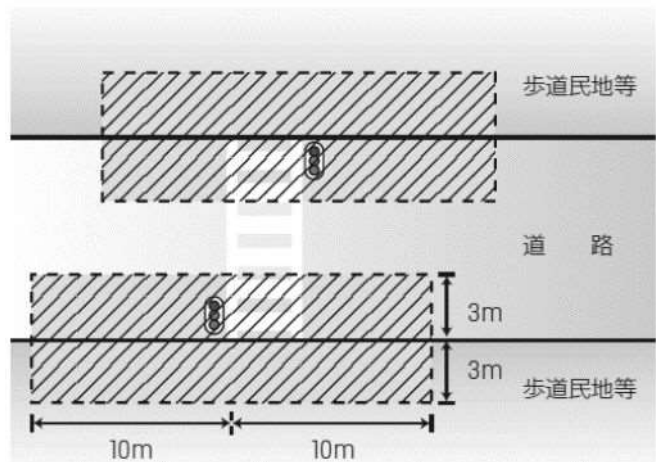
これを「禁止物件」といいます。

<越谷市で定めている禁止物件 R4.4.1 時点>

①すべての広告物の表示又は設置を禁止する物件【条例第5条】

- ・ 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
- ・ 石垣、擁壁
- ・ 街路樹、路傍樹
- ・ 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標
- ・ 信号機標柱付近にある電柱、街灯柱
その他これに類するもの（右図のとおり）
- ・ 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ・ 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
- ・ 煙突、ガスタンク、水道タンク、
その他のタンク
- ・ 形像、記念碑

■信号機標柱付近の禁止物件
(斜線内にある電柱等)



※今後、新たな禁止物件を指定する場合がございます。

②貼り紙、貼り札、広告旗、立看板の表示を禁止する物件【条例第6条】

越谷市内の国道、県道、市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの

(4) 色彩等の規制（共通基準）

屋外広告物は、以下のとおり色彩等の規制があります。【規則第4条】

- 地色に赤及び黄の原色並びに黒色を使用していないこと。
- 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- 裏面及び側面が美観を損なわないものであること。
- 光源が点滅する広告物又は掲出物件については、道路上に突き出さないこと。
- 自家広告物（□□16 ページ）を除き、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域）に建築物から独立した広告を掲出する場合、使用されている色のうち、面積が最大となる地色の彩度が6を超えないこと。

※色彩等の規制については、景観計画（□□18 ページ）、地区計画（□□20 ページ）に定めている基準や配慮事項についてもお確認ください。